

健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件

厚生労働省告示第四百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項の規定に基づき、健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年厚生省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、平成十六年一月一日から適用する。

平成十五年十二月二十六日

厚生労働大臣 坂口 力

第十二号の次に次の一号を加える。

十三 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年厚生労働省告示第八十七号）に記載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であつて、薬事法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）